

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

水路管理に関する住民監査請求について（通知）

令和 7 年 4 月 3 日付けをもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理せず却下することに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

令和 7 年 4 月 3 日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の内容は次のとおりと解される。

1 要旨

神戸市西区玉津町の中小河川について、市の管理懈怠により浸水地域のままの状態で放置されているので、同河川からの浸水を自己防御するため、請求人が所有する土地の嵩上げ工事をしなければならなくなった。その工事代金 203 万 5 千円を請求する。

2 請求の対象職員

神戸市長

3 対象となる財務会計上の行為等

神戸市内西区玉津町の中小河川（以下「本件水路」という。）の管理懈怠

4 上記 3 が違法・不当である理由

請求人の所有地は、水害ハザードマップで浸水想定区域に指定されているところ、請求人の所有地に隣接する本件水路は市の管理懈怠により改修されず、本件水路の周辺の土地が浸水被害を受けている。また、本件水路沿いの土地の利用者が水路上に鉄板等を置くなどしており、線状降水帯・鉄砲水が降った時の浸水原因になる。

5 本市の損害

市の管理懈怠により、本件水路の周辺の民有地の所有者が浸水被害を受けている。このことから市の財務会計上に影響を与える。

6 請求する措置

自己防衛のための土地の嵩上げにかかった工事代金を請求する。

第2 却下する理由

- 1 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等は、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実のいずれかである（地方自治法第242条第1項）。

ここでいう「財産の管理」とは、判例によれば、「財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為」をいい（最高裁平成2年4月12日判決）、「公物管理」すなわち一定の行政目的の実現の上で支障のない状態に維持する行為のことではない。

- 2 以下、請求人の主張する本件水路の管理懈怠が財務会計行為にあたるか検討する。

(1) 一般に、雨水や山の湧水を流すために自然にできた水の流れや、農業用として古くに作られた水路のことを「広義の水路」と呼んでおり、このうち、河川法を適用したものを「河川」、下水道法を適用したものを「下水道（雨水幹線）」、道路法を適用したものを「道路側溝」として、各法令に基づいて管理されている。これらのいずれにも属さないものを「普通河川」又は「狭義の水路」と呼んでおり、法令の適用又は準用がなく、かつ登記上私権が設定されていない公共物であることから、「法定外公共物」と呼ばれており、普通河川、水路、ため池等がこれにあたる。

(2) 本件水路も、この「法定外公共物」に該当するものであるところ、神戸市は、国から本件水路の譲与を受けて、本件水路を管理している。すなわち、神戸市は、本件水路が破損したり、能力を超えて溢水する等によって、周辺地域に洪水等が発生することを防止し、もって、地域住民の生命、身体、財産を保護するという行政目的を担っている。その目的を実現するため、本件水路を補修したり、浚渫する等の維持・管理、改築等を行う等の「公物管理」を行っている。

(3) 請求人が主張する本件水路の管理懈怠は、以上のような「公物管理」の懈怠である。神戸市の行う「公物管理」は、一定の行政目的達成のための行為であって、それ自体は、「財産（本件水路）の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為」ではない。また、住民監査請求の対象となるその他の行

為等にも該当しない。

3 よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので、受理せず却下する。

4 なお、請求人は、ハザードマップに関して主張しているので、その点を付言しておく。
水害ハザードマップに掲載される浸水想定区域とは、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより水災による被害の軽減を図るために、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定したものである。市町村は、住民、滞在者等に浸水想定区域や避難施設等を含む情報を印刷物の配布等により周知しなければならない。必ずしも、浸水想定区域を解消するための施設整備が市町村に求められているものではない。（参考：水防法第14条、第15条）